

# 金沢の食文化の継承及び振興のためのシンボルマーク使用取扱について

## 1. 使用方法

シンボルマークのデザイン及び使用方法は、別紙「五感にごちそう かなざわシンボルマークマニュアル」を遵守して下さい。

## 2. 申請書の提出

シンボルマークを使用しようとする方は、あらかじめ金沢の食文化の継承及び振興のためのシンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）を、金沢市に提出して下さい。

## 3. 使用の承認

金沢市は、シンボルマークの使用を承認したときは、シンボルマーク使用承認書（様式第2号）を交付いたします。

## 4. 使用の承認の制限

金沢市は、次のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を承認しません。

- (1) 公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に関して使用されると認められるとき。
- (3) 上記のほか、金沢の食文化の継承及び振興の取り組みの意義を損ない、又は取り組みの正しい周知及び理解の妨げになるおそれがあるとき。

## 5. 使用の承認の取消し等

金沢市は、使用の承認を受けた方（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用の承認を取り消し、使用を停止することができることとします。

- (1) 「4. 使用の承認の制限」のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) 使用の申請に偽りがあったとき。

## 6. 成果物等の提出

使用者は、使用後速やかに成果物又は成果物がわかるもの（画像等）を、金沢市に提出して下さい。

## 7. 使用料

シンボルマークの使用料は、無料といたします。

## 8. 免責

金沢市は、シンボルマークの使用にあたり、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負いません。

## 9. 問い合わせ先

金沢市経済局産業政策課 [ (076)220-2204 ]